

香美市林業担い手対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）の規定に基づき、香美市林業担い手対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 適正な森林整備を推進し、森林の持つ公益的機能を維持増進させるとともに、市の主要産業である地域林業の活性化を図るため、森林の整備を担う林業事業者が実施する新規就業者の雇用及び就業後の定着につながる事業及び、新規就業者の指導者確保に係る事業に対し、森林環境譲与税を活用し予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第3条 本事業の事業実施主体とは、香美市内に本社を有する次に掲げるもののうち、森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき、高知県により公表された民間事業者とする。

- (1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合
- (2) 資材生産等を目的として設立された第3セクター
- (3) 素材生産等を目的とする会社等

(補助対象経費及び限度額等)

第4条 補助対象経費及び補助対象事業費上限額は、次に定めるとおりとする。ただし、事業区分ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

事業区分名	補助対象経費	補助対象事業費上限額
1 新規就業者支援事業	第5条第1項に定める新規就業者の人件費のうち、当該年度の事業実施期間の賃金（ただし、採用後60か月を対象とする。）	予算の範囲内において、就業者1人当たり月額9万円以内。 ただし、支給の対象となった月に事業者が就業者に対して支給した賃金の額を上回らないものとする。 また、その他の助成金（「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等）を受けている場合は、補助対象事業費上限額から当該助成金額を差し引いた金額とする。
2 指導者支援事業	第5条第2項に定める指導者の人件費のうち、当該年度の事業実施期間の賃金	予算の範囲内において、1指導者につき日額5千円以内。 ただし、事業者が指導者に対して支払った日額の賃金を上回らないものとする。 また、その他の助成金（「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等）を受けている場合は、事業者が指導者に対して支払った日額の賃金から当該助成金額を差し引いた金額とする。

(補助対象新規就業者及び指導者)

第5条 補助事業における対象新規就業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 月給制等により通年雇用されていること。
- (2) 当該事業年度の開始時期（4月1日時点）で採用後5年未満であり、かつ60歳未満であること。

(3) 平成30年4月1日以降に新規採用された者。

2 補助事業における対象指導者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新規就業者の指導担当で、市長が認めた者。

(2) 補助対象となる指導者の人数については、班内の新規就業者が1人又は2人の場合は1人、3人から4人の場合は2人、5人以上の場合は3人を原則とする。

(3) 1日につき4時間以上の指導を行う者。

(補助金の交付の申請)

第6条 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に様式第2号により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 市長は、事業実施者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するために、事業実施者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る告示等の規定に従い、善良に補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る取扱いに準じて行わなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 事業実施者は、補助金の交付決定を受けた補助事業の変更について市長の承認を受けようとする場合は、様式第3号による変更承認申請書を市長に提出するものとする。

2 変更承認を必要とする事項は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(3) 補助対象新規就業者又は指導者の追加

3 市長は、第1項の申請があったときは、変更内容について審査し、適当と認めるときは、様式第4号により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び返還)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者の様式第6号により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則若しくはこの告示又は補助条件に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(補助金の請求)

第13条 前条の補助金交付確定通知書を受けた補助事業者は、様式第7号による請求書を、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は事業実施者に関して、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づく公開請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は原則として開示するものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年8月6日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和5年6月21日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和6年7月8日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月18日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。